

令和5年度

消防設備士講習案内

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次により実施します。

本年度より電子申請による受付を開始します。

詳細は「7 受講申請要領」をご確認ください。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている者

2 受講期限（消防法施行規則第33条の17）

当該消防設備士免状の交付を受けた日以後の最初の4月1日から2年以内に講習を受け、その後も前回講習を受けた日以後の最初の4月1日から5年以内ごとに当該講習を受けなければならない。

※受講期限内に受講しない場合は、免状返納命令の対象となることがあります。

3 講習時間及び受付時間

講習時間 9:05 ~ 17:30 ごろまで（オリエンテーション、効果測定等を含む。）。

受付時間 8:45 ~ 9:00※時間内に受付を済ませられるよう、余裕を持ってご来場ください。

4 講習科目

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

※講習終了後、択一式による効果測定を行います。

5 講習科目の一部免除（科目免除）

講習日の過去6ヶ月以内に他区分の講習（科目の一部が免除された講習を除く。）を受けている場合は、希望により科目の一部（前記「4 講習科目 (1)」）免除が可能です。

講習科目の一部免除を申請する方は、「8 受講申請書記入要領等 (6)、(7)」に従い必要事項を記入のうえご提出ください。

※該当者受付時間 12:00 ~ 12:20

6 講習区分・講習対象、開催日、講習会場

講習区分／講習の対象となる 消防設備士免状の種類	開催日	講習会場
消火設備 (甲種 第1類 第2類 第3類 乙種 第1類 第2類 第3類)	令和5年 11月 9日 (木)	埼玉県県民健康センター さいたま市浦和区仲町 3-5-1
	令和5年 11月 17日 (金)	
警報設備 (甲種 第4類 乙種 第4類 第7類)	令和5年 11月 7日 (火)	
	令和5年 11月 10日 (金)	
	令和5年 11月 15日 (水)	
	令和5年 11月 21日 (火)	
	令和5年 11月 28日 (火)	
避難設備・消火器 (甲種 第5類 乙種 第5類 第6類)	令和5年 11月 8日 (水)	
	令和5年 11月 14日 (火)	
	令和5年 11月 22日 (水)	

※電子申請（インターネット）と書面申請（郵送）は受付期間が異なります。

※書面申請（郵送）は電子申請で定員に空きがあった場合のみ受け付けます。

※定員は各日程 100 名程度です。

7 受講申請要領

※電子申請を優先します。できるだけ電子申請をご利用ください。

(1) 電子申請（ペイジー又はクレジットカードによるお支払い）【優先】

1) 申請方法

埼玉県電子申請・届出サービスから申請

申請される方は埼玉県消防課のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0404/yobou/setubisikosyu02.html>)



埼玉県庁消防課
消防設備士講習

※申請には埼玉県電子申請・届出サービスからのメールを受信できるメールアドレスが必要です。

※同区分の複数日程に申込み、支払いを行わない場合、いずれの日程も受講できなくなる可能性があります。ご注意ください。

2) 受付期間

令和5年8月18日（金）8時30分から9月1日（金）23時59分まで

3) 受講手数料（7,000円）の支払い

電子申請・届出サービスから申請後、申込完了メールの支払い案内に従い支払いをしてください。支払い方法はペイジー（振り込み）又はクレジットカードとなります。

4) 受講票データの交付（※紙の受講票はお送りしません。）

手数料の支払い後、入金状況・申請内容に不備等がなければ受理します。申請のみで支払いを行っていない場合受理できません。電子申請による受付期間終了の後、受講票のアップロードに関するご案内をメールでお送りします（9月中旬ごろを予定）。ダウンロードした受講票は、**受講日ごとに各自印刷し該当する受講日に持参してください。**

(2) 郵送による申請（埼玉県収入証紙によるお支払い）

1) 申請方法等

申請用紙等の郵送（事務局での対面の受付はいたしませんのでご注意ください。）

※複数の区分に申請する方はまとめて郵送していただけますが、返信用封筒は申請区分ごとに同封してください。

※簡易書留やレターパックプラスなどのご利用をお勧めします。

※宅配会社等を利用する際は信書を送ることができるサービスをご利用ください。

2) 受付期間

令和5年9月19日（火）～9月29日（金）（受付期間中であっても、定員になり次第締め切ります。）

※書面申請は電子申請受付終了時に定員に満たなかった場合のみ受け付けます。郵送による受付の有無については電子申請受付終了後、当協会ホームページでお知らせします（令和5年9月12日ごろの予定）。

※受付は先着順ですが、書類不備の場合は受け付けられませんのでお気を付けください。

※受付開始前及び受付を行わなかったにも関わらず郵送された申請書については返送（レターパックプラス等を使用）させていただきます。なお、返送の際の送料についてはご負担いただきますのでご了承ください。

3) 受講申請に必要な書類等

※申請する講習区分ごとに必要です（例:消火設備、警報設備、避難設備・消火器のすべてを受講する予定であれば、①から④までが3セット必要となります。）。

①受講申請書

「8 受講申請書記入要領等」に従い、太枠内すべてに記入してください。

ホームページからダウンロードし印刷して使用する際は、印刷上の注意をよく読んで日本産業規格（JIS）A4 普通紙で印刷してください。

②写真1枚

無帽、無背景、正面（脇から上）の縦4cm×横3cm（カラー・白黒どちらでも可）の大きさで、受講申請書提出前6ヶ月以内に撮影した写真（裏面に氏名を記入）を写真貼付欄に貼ってください。

③受講手数料

埼玉県収入証紙7,000円分を申請書の手数料貼付欄に貼付してください。

《ご注意》

- ・消印、割り印、テープの使用等はしないでください。
- ・埼玉県収入証紙以外では申請を受け付けられません。
- ・埼玉県収入証紙は当協会事務所で販売しておりません。
- ・協会では受講料の領収書は発行できません。
- ・埼玉県収入証紙の販売場所や、金額を誤って購入してしまった場合等の還付については、埼玉県のホームページをご参照ください。

④84円切手・返信用封筒（受講票送付用）

長型3号（縦235mm×横120mm）の封筒に受講者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼ってください。封筒、切手等は受講申請者が準備してください。

8 受講申請書記入要領等（電子申請の入力の際も参考にしてください。）

- (1) 受講申請書には必要事項を記入し、受講する講習区分ごとに作成してください。（書面申請の場合）
- (2) 受講希望日欄は、電子申請終了後（9月12日ごろ）に、電子申請で定員に満たなかった講習日を（一社）埼玉県消防設備協会のホームページ上で発表します。そこに記載のある講習日の中から希望日を選んで記入してください。（書面申請の場合）

- (3) 日付は和暦で記入してください。昭和を「S」、平成を「H」、令和を「R」に置き換えて記入も可。
- (4) なるべく携帯電話番号等日中連絡の取れる番号も記入してください。受付の可否や受講日希望日等の連絡を取る必要が生じる場合があります。
- (5) 「交付を受けている消防設備士免状（甲乙とも記入する。）」について
「種類等」は所有している甲及び乙両方について記入してください（特類を除く）。
「交付年月日」は、所有している免状の種類ごとに元号を使用し和暦で記入してください。
「交付番号」は、所有している免状の種類ごとに5桁の数字を記入してください。
「交付知事」は、所有している免状の種類ごとに交付を受けた都道府県名を記入してください。
※免状から転記する際に、途中から別の行を記入してしまわないよう気をつけてください。
- (6) 講習科目の一部免除を希望する方は、申請書の該当部分に必要な事項を記入してください。免状の表と裏のコピー（A4用紙を使用のこと。）を必ず同封してください。
- (7) 2種類以上同時に受講申請する方は、該当の欄に申請する講習区分と申請中の受講希望日を記入してください。

9 講習受講の証明

講習の修了者には、免状の裏側に講習を修了したことを記載します。

10 受講者心得等【必ずお読みください】

- (1) 講習当日の受付は、会議室前の指定場所で行います。
- (2) 遅刻（交通機関の遅れも含む）及び早退は、原則として認められません。
- (3) 講習で使用するテキストは、当日、会場でお渡しします。
- (4) 講習当日は、受講票・消防設備士免状・筆記具を必ず持参してください。
- (5) 講習会場には駐車場がありませんので、電車等をご利用ください。
- (6) 講習受講のために提出された書類及び手数料は、お返しいたしません。
- (7) 講習指定日の変更は、原則として認められません。
- (8) 講習開催日に災害等が発生し開催会場の使用が困難な場合、講習を中止又は延期いたします。なお、その際は当日の講習会場及び協会のホームページ等でお知らせします。
- (9) 講習期間中、協会事務所の電話は留守番電話になっております。当日、重要なご連絡がある場合は、留守番電話において連絡先をお伝えいたしますので、切らずに最後までお聞きになってください。
- (10) その他疑問点等については、以下に記載の「問い合わせ先等」までお問い合わせください。

問い合わせ先等

電子申請についての問い合わせ先

埼玉県庁危機管理防災部消防課予防担当



埼玉県庁消防課
消防設備士講習

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 危機管理防災センター

TEL：048-830-8161

書面申請について及び講習当日についての問い合わせ先、申請書郵送先

一般社団法人埼玉県消防設備協会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-17-21 高砂武蔵ビル 401

TEL：048-864-8381

※申請書を郵送する際は、封筒の表に「消防設備士講習申請書在中」等記入してください。